

農家支援活動機器貸付要領

茨城県西農業共済組合

1. 目的

この要領は農家の経営安定に寄与するため損害防止事業の一環として農地の改良等を行い、農作物等の災害を未然に防ぎ生産の向上を支援することを目的とする。

機器名 小型車両系建設機械型式 CAT 302C ・ 303C ・ 010CR

[ミニパワーショベル]

2. 対象

この要領に基づく貸付者は次に該当することを条件とする。

- (1) 茨城県西農業共済組合の組合員であること
- (2) 農作物（水・陸稲、麦）、畑作物、果樹、園芸施設、家畜を作付及び飼養している共済加入者
- (3) 農用地及びそれに準ずる土地に使用する事を目的としている事

3. 貸付手順

- (1) 使用申込みは、組合に使用許可申請書を提出する事とし、使用日と使用日数は、事前に組合に連絡し貸出し予定表により確認する事
- (2) 組合より使用許可があった組合員は、自ら茨城県西農業共済組合及び農家支援事業管理センターにて機器を借受ける事、ただし、機器の移動を希望する場合は別表1に定める管理費を支払うものとする
- (3) 組合員間の又貸しは厳禁とする
- (4) 使用後は点検、清掃後、借受場所（茨城県西農業共済組合及び農家支援事業管理センター）に自ら返納し故障および不調箇所を報告をする事、また、機器の移動を希望する場合は(2)の別表1と同じ扱いとする
- (5) 天候上の理由で作業遅延の場合は、組合に連絡し組合と協議をする

4. 使用基準

- (1) 使用者は小型車両系建設機械免許（許可証）所持者とする、ただし、機械式フォーク（解体用つかみ機）を使用する場合は、解体用免許（許可証）所持者に限る
- (2) 貸付期間は2日半、3日、4日の期間とし**(利用は、同年度内2回までとする)**、貸付期間に応じて、**別表2に定める維持管理費を支払うものとする**
- (3) 故意又は重過失による破損及び農用地及びそれに準ずる土地以外に使用しての破損、貸付中管理不良による盗難については組合内で協議の上、当事者（借受者）に対し損害賠償請求する
- (4) 使用中は安全運転に注意し機器の保守点検整備に努める事
- (5) 燃料は（ディーゼル軽油）返納時タンク満たんとする事
- (6) アタッチメント、草刈機の替え刃等の破損の場合は実費徴収とする（CAT 303C 適用）
- (7) 緊急災害時に組合が使用する場合、使用許可途中であっても返却するものとする

5. 貸付規約

以下の事項について当組合は一切責任を負わない

- (1) 機器の昇降、運搬中の対人及び、対物事故の損害
- (2) 機器の作業使用中の対人及び、対物事故の損害
- (3) 使用目的以外の対人及び、対物事故の損害
- (4) 使用圃場、隣接圃場内の土地建造物、作物及び他の有形物に対する、物理的及び化学的損害
- (5) 機具の破損、盗難等による第三者への損害
- (6) 使用者（借受者）当事者の一切の事故及び損害

その他、現場での利用状況の確認・記録(写真撮影)に同意します

附則 この要領は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する

附則 この要領の変更は、平成23年11月1日から施行する

附則 この要領の変更は、平成25年5月20日から施行し、平成25年7月1日から適用する

附則 この要領の変更は、平成26年4月28日から施行し、平成26年7月1日から適用する

附則 この要領の変更は、平成30年3月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する

別表1

農家支援活動機器(ミニパワーショベル)の管理費について

原則として、自ら機器を借受け・返納する事とするが、機器の移動を希望する場合は、下記に定める管理費を組合に支払うものとする。

移動する地域 (片道)	管理費(1回につき)
管内全域 古河市・筑西市・結城市・下妻市 常総市・坂東市・桜川市 八千代町・五霞町・境町	一律 5,000円

但し、移動用車輛の運転は、公用車により組合職員に限る。

注 上記管理費は、組合管内とする。

別表2

農家支援活動機器(ミニパワーショベル)の維持管理費について

利用者は、貸付期間に応じて下記に定める管理費を組合に支払うものとする。

維持管理費(貸付1日あたり)
2,000円

但し、貸付日数の積算については、使用状況等に応じて対応できるものとする。

附則 別表1の管理費は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する

附則 別表2の維持管理費は、平成30年3月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する